

金、資、(乙)第五三號

昭和一八、四、九

直接稅並間接稅に就て 松隈秀雄氏談話

(於第六十九回金融委員會)

世界經濟調查會  
金融研究部





直接税並間接税に就て (昭和一八、四九)

大藏省主税局長 松隈秀雄氏談話

目次

- 一 昭和十八年度の豫算に計上されたる税収額
  - 二 我國増税の足取り
  - 三 租税と歳入の純計との關係
  - 四 租税と國民所得との關係
  - 五 直接税と間接税との割合
  - 六 最高税率に就て
  - 七 納税者數
  - 八 我國將來の租税増徴の狙ひ所如何
- 一 昭和十八年度の豫算に計上されたる税収額
- 十八年度の豫算に於ては租税収入、印紙収入を合せ一般會計では



七十七億四千七百餘萬圓計上されてある。印紙収入の中には受贈手  
數料の如き租稅たる性質を帯びてないものもあるが、大部分は登録  
稅、印紙稅の如く租稅の性質を帯びてあるものである。この他に地  
租、家屋稅、營業稅等の如く國稅として徵收するが、地方分與稅分  
與金特別會計に入り、地方財源として還付されるものが一億六千九  
百餘萬圓計上されて居り、これを合計すれば七十九億一千六百餘萬  
圓となる。地方分與稅は一般會計と關係ないから、これを除外して  
七十七億四千七百餘萬圓を支那事變前の租稅及印紙収入と比較して  
見よう。

事變前の昭和十一年に於ては租稅及印紙収入の豫算額は十億四千  
五百餘萬圓で、同年の決算に於ては十一億四千五百餘萬圓であつた。  
ところが昭和十八年度の豫算ではこれが七十七億四千七百萬圓餘り  
となつてある。事變前たる昭和十一年度の豫算額と比較して國民の  
負擔は七倍半を超える増加を示してある。租稅の重いと云はれるの



も道理である。  
次に昭和十一年度から十七年度迄の一般會計に於ける租税及印紙収入の豫算と決算とを比較すれば、自然増収の状況は左の通りである。

年度	稅收豫算	同決算	自然増収
昭和十一年	一〇四五百萬元	一一四五百萬元	一〇〇百萬元
十二年	一三九九	一五二五	一二五
十三年	一九〇五	二〇七五	一七〇
十四	二三三八	二六〇七	二六九
十五	三二七一	三七八八	五一一七
十六	四〇〇六	四四〇三	三九六
十七	五九二一	六七二一 (推定額)	八〇〇
十八	七七四〇		



昭和十五年度に於て自然増収が多く、却つて十六年度に於て減少したのは、昭和十五年度は税制の根本的改を行つたので、租税の見積が困難で、幾分見込違ひがあつたことも思はれる。

三、支那事變以後の増税の足取り

又支那事變以來の増税は左の表の如く七回に亘つて行つて來た。尙増収額は増税を立案した當時に於ける平年度増収見込額に依るものである。



B

増税	年度	増収金額	備考
回数	昭和	百萬圓	
一	十二	一〇一	北支事變特別税法創設
二	十三	三三〇	支那事變特別税法創設
三	十四	一九五	支那事變特別税法改正
四	十五	七四八 (四四四)	税制根本改革、四四四ハ地方分與、 税ヲ除キタル純國庫收入
五	十七 (秋)	六三五	間接税ヲ中心トスル増税
六	同 (春)	一、一五五	直接税ヲ中心トスル増税
七	十八	一、一四五	間接税ヲ中心トスル増税
累計		四、一八五	合計一、七九一



三、租税と歳入の統計との關係

次に以上の如く租税は増加したが、租税と歳入の統計との割合が如何になつてゐるか。

昭和十八年に於て戦争の爲に何程の豫算を要するかは、一般会計と臨時軍事費特別會計を合計して見なければ判らない。ところが臨時軍事費には會計年度がないから、便宜上昭和十八年の議會に於て議決された豫算を一般会計とを合せることにし、その間に重複したものを差引いて見る。

即ち十八年度に於ける一般会計豫算は百三十二億圓餘、臨時軍事費は二百七十億圓であるので合計四百二億圓餘となるが、兩會計の重複した部分約四十億圓を差引くと、三百六十億三千五百餘萬圓となる。これは臨時軍事費特別會計以外の特別會計を除いた數字であるが、日本が戦争遂行に要する戦費として（軍事費並に一般行政費として）大体三百六十億三千五百萬圓を一ヶ年間に費してゐると考へて良い。（一



日約一億圓を使つてゐる譯である)  
 これに對する昭和十八年度の租稅收入が約七十七億であることは前  
 に述べた通りであるが、その内一億圓以上の歳入になるものは左の表  
 の通りである。

稅種	金額 百萬元
所得稅及法人稅	三三〇〇
臨時利得稅	一五一七
酒造稅	七二九
遊興飲食稅	六三三
物品稅	五九三
砂糖消費稅	一八五
織物同	一五四

備考

内法人稅九〇〇  
 昭和十一年度ノ二七六ニ比スレバ約十二倍  
 昭和十一年度ノ四四ニ比スレバ三十倍以上  
 本文參照  
 昭和十一年度ノ二二〇ニ比スレバ三倍以上  
 本文參照  
 昭和十四年度國稅ニ移シタル當時四〇ニ比  
 スレバ約十五倍



臨時利得税は昭和十年に藤井藏相が初年度三千萬圓、平年度四千萬圓の見積を以て創始した。十一年には四千四百萬圓を上げてゐるので大体豫算通りの歳入であつた。尙當初存續期限を三ケ年とするここに議會で修正されたが、その後支那事變の終るまでとなり、更にその後大東亞戰爭の終るまでとなつたのである。大東亞戰爭終了の時に於てもこれを廢止することが出来るかどうか、これを如何にして經常部に組入れるかは戦後財政の一大問題である。酒造税は最近に於て數回増税を行つた。殊に今回はその總稅額で約十割上げたが、造石數は事變前の四割程度に減じてゐるから、其の割に稅額は延びない。

次に凋落した稅としては關稅が著しい。昭和十一年度は一億七千四百餘萬圓であつたのが、十八年度は四千五百餘萬圓に落ちてゐる。これは外國貿易の變遷を物語るのである。

一般會計及臨時軍事費特別會計の純計三百六十億三千五百餘萬圓を賄ふには(1)租稅收入は七十七億四千七百萬圓であるが、これに專賣益



全一億四千萬圓を加へると八十七億八千七百萬圓となり、之は廣義の  
 稅收額である。更にこれに日本銀行納付金、競馬會納付金等一億二千  
 三百萬圓と、外地特別會計から臨時軍事費特別會計に繰入れてあるも  
 の五億七千九百萬圓を合せると九十四億九千百萬圓となる。之は最大  
 廣義の稅收額であり、前記豫算純計の二六%に當る。(前記廣義の稅  
 收額八十七億八千七百萬圓によれば約二四%) (2) 公債金は二百三十六  
 億七千萬圓で六六%、(3) 其の他の諸收入(官業雜收入等)二十八億七  
 千四百萬圓で八%に當る。即ち豫算純計の約三分の二は公債を以て賄  
 つてゐる。以上が日本の戰時財政の繰り廻し方である。

戰費と租稅との割合を各國と比較すると米英は約四割、ドイツ三割  
 二分、日本は二割四分となつてゐる。(次表参照) 日本も戰費の四割  
 位までは租稅を課しても良いのではないかと云ふ説もあるが、各國事  
 情を異にするから、比率のみに拘泥して一概に増稅論を振り廻すこ  
 とは出來ない。



## 四 租税と國民所得との關係

以上を以て看ると日本の戦費に對する租税負擔率は諸外國に比し比較的輕いこと云ふことが出来るが、其の重い輕いといふことは諸種の事情と對査して見なければ、一概に論斷出来ない。次に租税と國民所得との比率に付て觀察する要があるが、國民所得の計算が容易ではない。日本では去年の國民所得は四百五十億圓と云はれ、十八年度は五百億圓と云はれてゐる。この國民所得の算出方法は昭和五年に物的部面（生産面）から調査した内閣統計局の數字として約百五億圓があり、これを基とし、以後は所得税の増加の推勢の比率を掛けたもので推定することが出るが、十八年度の推定國民所得五百億圓は達觀も加つてゐる。國税の八十七億圓は國民所得五百億圓に對して一七・五七%に當り、更に地方税を加へた合計額とするとい九・五四%位になる。これに對し諸外國に於ける租税と國民所得との割合は左の通りである。



國別

租税ノ國民所得 同上  
ニ對スル割合(含地方税)

租税ノ戰費  
ニ對スル割合

日	一七・五七	一九・五四	二四・三八%
英	二二・一〇	二四・五三	三九・六三
米	一五・七三	二七・四八	四〇・〇五
獨	二七・八二	三一・七九	三二・六五

以上を以てすれば日本の國民所得に對する租税負擔率は諸外國に比し比較的輕い、即ち未だ徵稅余力があること見られるのである。併しこれは更に國民所得の分布狀況や、その國の資本的發展狀況等と對査して論議するを要する。



三 直接税と間接税との割合  
 次に國民が租税を負担する状況を見る上に於て直接税と間接税との割合を比較して見る必要がある。我國の状況は左の通りであり、外國との比較も表示する通りである。

税種別	區分	昭和十二年度		十三年度	十四年度	十五年度
		百分	比			
直接税	豫算	四三	%	四九	%	六二
	決算	四六	%	五二	%	六四
間接税	豫算	五〇	%	四四	%	三三
	決算	四七	%	四二	%	三〇
其ノ他	豫算	七	%	六	%	六
	決算	七	%	七	%	五
直接税	豫算	六四	%	七〇	%	六三
直接税	決算	六四	%	八二	%	八五
						五七

昭和十六年度  
 一九四一年  
 米國ニ於ケル  
 昭和十七年度  
 一九四二年  
 於ケル英國  
 昭和十八年度







ゆるものから超過累進税率で課税になるのであるが、その最高税率は年収五十万圓を超ゆる部分に對し百分の七十二である。そこで前述の分類所得税率百分の十六を加へると五十万圓を超えりやうな不動産所得があるに百分の八十八まで税金となる。尙各國の最高税率は次の表の通りである。

所得 税

國 別	最高普通 所得税率 (日本ハ分類)	最高附加 所得税率 (日本ハ綜合)	合計最高税率
日	一六% (不動産所得)	七二% (五〇万圓以上)	八八%
英	五〇 (一磅ニ ツキ十志)	四七五 (三万磅以上)	九七五
米	四	八二 (五百万弗以上)	九一

(週一五弗以上ノ收入者ヨリ  
源泉課税ヲ徴スル戰勝税)



獨

1

六五

日本に於て將來所得税の増徴を考へるに、既に最高率が百分の八十八まで來てゐるから、比較的行詰つてゐることが感ぜられる。尙實際どのくらいの負擔かを具体的に示せば、綜合所得に於ては年收一萬圓の者は八百四十圓、十萬圓の者は三萬五千五百二十圓、又百萬圓の者は六十四萬三千二百二十圓となり、その他に所得の種類に依つて、各々分類所得税が加はるのである。例へば勤勞所得として百萬圓（實際にはそんな大きい勤勞所得はないが）とするに、分類所得税が百分の十加はるから合計七十四萬三千二百二十圓の税金となる。又營業所得に就て見れば分類所得税として百分の十三、營業税が本税と地方附加税（法定制限として）百分の六、合計百分の十九となる。更に五十萬圓を超ゆる所得の部分には綜合所得税の百分の七十二が加算されるから、その最高税率は百分の九十一となる。尙こ



の外に臨時利得があれば、その分に對し百分の三十五が課せられる。尤も臨時利得税が課税されるときは、その税金を引いて所得を計算するから、直に重複することはないが、兎に角臨時利得税に依つて更に負擔が増すので、百万圓の營業所得とするに、八十五、六万圓は税金となる次第である。

法人税は我國は所得に對し百分の二十五であり、之に營業税百分の六その他に資本に對する千分の一・五の税金があり又臨時利得税もかかるのであるが、所得に對する税及臨時利得に對する税に付て是と別表の如く諸外國に比して日本は未だ輕いのである。

國別 最高法人税

最高臨時利得税

日 (内六一%ハ營業税)

法人ノ資本ノ三割以上ノ利益ニ對シ七五%

英 五〇

戦前ノ所得ヲ標準トシ以テ戦後ノ所得ニ對シ一〇〇%ハ戦勝後返還ハ



米 四〇  
獨 五五

九〇

以上凡ての觀點より觀察して日本は諸外國に比し未だ數字的には徵稅上余力ありと見らるるけれども、我國情より考ふれば今後どの位稅率を上げられるかは相當研究を要する問題である。

七納稅者數

次に納稅者は最近の昭和十七年度に於ては、源泉課稅を受けた者（明確には分らないので、一年中最も納稅者の多かつた月の納稅者數を採ることにする）三百五十六万六千餘人、賦課課稅を受けた者（明確に分るのである）三百三十六万五千餘人、合計六百九十三万餘人である。日本の全人口を約七千三百万人とすれば、その約一割弱に過ぎない。米國に於ては戰勝稅を起した結果納稅者の數は一千四百万人増加し、納稅者總數が四千五百万人となつたと傳へられて



ある。日本との間に總數でも、人口比率でも相當の相違がある。

即ち日本の納稅者層は非常に淺い。之は扶養家族の控除による免稅者も相當にあることにもよるが、自由勞働者等課稅が困難で納稅しないものもあり、又最近は所得の増加状態が概して淺く廣く擴がつて居り、直接稅の課稅に入りにくい部面もあると思はれるので、收稅には技術を研究する余地があると思ふ。

次に金持の分布狀況を示すと、年所得三千圓以上の者は昭和十七年度稅務署の決定に依れば九十六万一千餘人ある。十六年度は五千圓以上が綜合所得稅のかかる範圍であつたが、これは三十九万三千餘人であつた。何れにせよ値かの數であり、日本には如何に小所得階級が多いかが分るのである。

大所得者は十六年度の決定で三十万圓以上の者は三百三十一世帯、百万圓以上の者は四十二世帯、二百万圓以上の者は十三世帯に過ぎない。最高所得者は七百四十九万圓程度であり、十七年度に於ては



最高所得者は六百八十二万圓程度である。

八、我國將來の租税の増徴の狙ひ所如何

以上の如く大所得者は比較的少く又其れに對する税率も相當高い所まで來てゐるから、今後の所得税の増徴には相當苦心を要するのである。所得税に於ては大所得者よりも年收一万圓乃至十万圓の程度の層を狙ふことが收入上効果が多いやうに思はれる。

次に中産以下の階級を見るに、納税者の少いことは税率が比較的輕い上に、扶養控除が相當響いてゐるからで、滿十八才未滿の子供が五人ある妻帯者は年收二千七百五十圓程度迄は分類所得税が課税にならない。即ち所得税を全然納めてゐない。これ等に對しては税率を上げること考へられるが、それと同時に社會政策上扶養控除率も上げることなるから結局納税者數は大して増さないのである。元來所得税の行き方では廣く淺く分布してゐる所得を捉へることにはなかなか困難であり、今後は徵税漏の階層を捉へることに付て研



究をする要があるが又反面之が實行に當つては十分注意をしなければならぬ。

次に考へられるのは消費の機會に徵稅する間接稅であるが、日本は今度の間接稅中心の増稅で間接稅の稅率も相當高くなつてゐる。中には外國にも例を見ないやうな高率のものもある。そこで今後直接稅並間接稅を如何にしてより多く徵收するかを立案することは苦心を要する所である。

尙外國にあつて、日本にない稅目としては財産稅と賣上稅が考へられるが、前者は獨伊を除いては外國にも其の例が少なく、且つ多額の稅收も見込まれぬ。又後者は英米以外の多くの國で採用され、相當收入も多い稅であるが我國に於てこれを實施するには種々困難な事情もあるので、研究は進められてゐるが、實現は容易でない。新く觀察して來ると、我國は外國に比べて租稅負擔に尙或る程度の餘力の存することは肯定出來るが之を實際の増稅案の形に化組むに



付ては直接税に於ても間接税に於てもなかなか容易でなく、今後十  
分の研究と工夫を要する所である。

以  
上